

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部医務課

法令名	医療法	法令の番号	昭和23年法律第205号						
許認可等の種類	地域医療支援病院の名称の承認	根拠条項	第4条第1項						
審査基準	<p>国、都道府県、市町村、医療法第42条の2に規定する特別医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>(1) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。</p> <p>(2) 救急医療を提供する能力を有すること。</p> <p>(3) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。</p> <p>(4) 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p> <p>(5) 医療法第21条第1項第2号から第8号まで及び第10号から第12号まで並びに第22条第1号及び第4号から第9号までに規定する施設を有すること。</p> <p>(6) その施設の構造設備が医療法第21条第1項及び第22条の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。</p>								
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	医務課	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	— 日	目次
						標準経由期間	— 日	NO	